

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

### 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

#### ●給付金の対象となる方

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（養育者も含みます）

※本人や配偶者または扶養義務者の所得超過により手当の全額が停止されている方は対象となりません。

#### ●給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

### 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

#### ●給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

※生活保護を受給されている方は対象となりません。

#### ●給付額

1世帯**5万円**

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 1. 基本給付

- ▶ 基本給付は申請不要です。
- ▶ 8月末に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。
- ※ 給付金の受給を辞退される方は、別途、「⑩給付金受取拒否の届出書」の提出が必要となります。市ウェブサイトよりダウンロードの上、下記の担当課までご郵送ください。  
受取拒否の申出書提出期限：令和2年8月3日（月）【当日必着：期限厳守】

## 2. 追加給付

- ▶ 追加給付申請書のご提出が必要です。
- ▶ 基本給付の受取口座と同じ口座に振り込みます。
- ▶ 申請期限：令和3年2月26日

### 【申請方法】

- ・ 現況確認時（8月）などに、収入が減少している旨の申請を行ってください。
- ・ 給与明細書や帳簿等、所得の内容を確認できる書類のご提出は不要です。

## お問合せ先

東大阪市役所 新型コロナウイルス感染症対策事業室  
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号  
TEL：06-4309-3007

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
”振り込め詐欺”や”個人情報の詐取”にご注意ください。